

別 紙

※東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条の2（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>10の2-1 個人が震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第2欄に掲げる区域内において当該各号の第3欄に掲げる事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>第10条の3（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）関係</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人（出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>	<p>第10条の2（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>10の2-1 個人が震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第3欄に掲げる区域内において当該各号の第4欄に掲げる事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>第10条の3（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）関係</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人（出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>

第11条の2（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

（被災者向け優良賃貸住宅の範囲）

11の2-1 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受けることができる被災者向け優良賃貸住宅（以下11の2-4の3までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。

（適用要件の判定単位）

11の2-1の2 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分（以下11の2-4の2までにおいて「各独立部分」という。）の数が10又は4以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋（以下11の2-5までにおいて「共同住宅」という。）の1棟ごとに判定することに留意する。

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。

（共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い）

11の2-2 個人の有する一の共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について震災特例法第11条の2第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却額の計算の基礎となる普通償却額（法第49条第1項（減価償却費の償却費の計算及びその償却の方法）の規定によりその年分の償却費の額として計算した金額をいう。以下この項において同じ。）は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。

（被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期）

11の2-4の2 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅に係る各独立部分の数が10以上（震災特例法令第13条の2第2項括弧書きに規定する「全てを満たすものでその床面積が50平方メートル以上のもの」が4以上ある場合には、4以上。以下この項において同じ。）である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上

第11条の2（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

（新設）

（適用要件の判定単位）

11の2-1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分（以下11の2-4までにおいて「各独立部分」という。）の数が10又は4以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋（以下11の2-5までにおいて「共同住宅」という。）の1棟ごとに判定することに留意する。

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。

（共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い）

11の2-2 個人の有する一の共同住宅のうちに震災特例法第11条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下この項及び11の2-4において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について同条第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却額の計算の基礎となる普通償却額（法第49条第1項（減価償却費の償却費の計算及びその償却の方法）の規定によりその年分の償却費の額として計算した金額をいう。以下この項において同じ。）は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。

（新設）

であるかどうかは、震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年（震災特例法令第13条の2第2項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が50平方メートル以上のもの」が4に満たないこととなったときは、4に満たないこととなった年）については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第11条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。

（特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合）

11の2-4の3 措置法第14条第2項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第11条の2第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条第1項の規定を適用することができることに留意する。

（廃止）

第11条の3の2（（福島再開投資等準備金）関係

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）

11の3の2-1 震災特例法令第13条の2の3第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、所得税法施行令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

震災特例法令第13条の2の3第2項第2号の機械及び装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

第13条（（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）関係

（新設）

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度に関する取扱いの準用）

11の2-7 震災特例法第11条の2の規定による対象資産の範囲等については、措置法通達14-1、14-3及び14-4に準じて取り扱う。

第11条の3の2（（福島再開投資等準備金）関係

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）

11の3の2-1 震災特例法令第13条の2の2第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

震災特例法令第13条の2の2第2項第2号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

第13条（（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）関係

(住民票の写し)

13-1 震災特例法規則第5条第1項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、震災特例法第13条第1項に規定する従前家屋又は同条第2項に規定する従前増改築等家屋（以下この項及び13-2において「従前家屋等」という。）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前家屋等の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41-1又は41-4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前家屋等の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。

(登記事項証明書)

13-2 震災特例法規則第5条第1項に規定する「従前家屋等の登記事項証明書」は、従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋等の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

(住民票の写し)

13-1 震災特例法規則第5条第3項に規定する「当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）」は、震災特例法第13条第1項に規定する従前家屋又は同条第2項に規定する従前増改築等家屋（以下この項及び13-2において「従前家屋等」という。）が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該住民票の写しは、従前家屋等の所在地がその者の当該被害を受けた時の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が措置法通達41-1又は41-4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、当該従前家屋等の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その従前及び転出先の住所地並びにその変更に係る年月日が記載されている。

(登記事項証明書)

13-2 震災特例法規則第5条第3項に規定する「従前家屋等の登記事項証明書」は、従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋等の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。